

令和3年度作付転換営農継続支援事業（機械・施設導入支援事業）

【繰越事業】4回目募集について【最終募集】

募集期間：令和4年8月10日（水）～令和4年9月2日（金）まで（市町村へ）

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要が減少し、米価下落等の影響が生じている。令和4年産以降において、稲作（一般の主食用米）から園芸作物・大豆・麦・飼料作物等への作付転換を促すため、農業法人等に対して機械・施設の導入及び組織育成等に要する経費を補助し、営農継続に向けた支援を行う。

2 補助事業実施者 宮城県

3 事業対象者

農業者，農業生産法人，農業生産組織，農業団体等（ソフト事業は，市町村を含む）

※農業者，生産組合は法人化を見込む者

4 補助対象事業の内容

(1) 作付転換に向けた機械・施設の補助（ハード支援）

- 令和4年産以降において，主食用米以外への品目転換・拡大する目標面積を要件として，機械・施設の導入を補助する。
- 補助率：補助対象経費の1/2以内
- 対象品目と面積要件（1・2・3回目募集と同様）

項目	品目（※1,3）	目標拡大面積（※2）	補助上限額	対象とする機械・施設
ア-1	露地園芸	概ね20a	5,000千円	ポテトハーベスター，枝豆収穫機，ねぎ機械化一貫体系整備等
		概ね1ha	15,000千円	
ア-2	施設園芸	概ね10a	12,500千円	園芸用ハウス，パイプハウス，機械設備等
		概ね30a	30,000千円	
イ	麦・大豆・飼料作物・WCS用稲等	概ね5ha	5,000千円	汎用コンバイン，ブームスプレーヤ，飼料播種・収穫・調製用機械装置，専用収穫パーツ等
		概ね10ha	15,000千円	
ウ	飼料用米等のための低コスト化（アグリテック関連機械のみ）	概ね10ha	2,000千円	アグリテック関連機械〔ドローン一式，自動操舵農業機械等〕
		概ね20ha	7,500千円	

※1 水田（地目）への作付又は設置するものを対象とする。

※2 中山間地域は，面積要件を1/2とする。

※3 WCS用稲，飼料用米は専用品種の栽培に限る。

(2) 作付転換を拡大するための体制整備（ソフト支援）

- 作業受託組織の設立，地域の話し合い，研修会，実証ほ設置（簡易な条件整備含む）等に要する経費を補助する。
- 補助上限500千円（定額補助）

(3) 事業対象期間：令和3年9月10日から令和4年12月31日まで

5 申請方法

(1) 申請先：市町村

事業計画書及び交付申請書（添付資料含む）を作成の上，所在地の市町村に，令和4年9月2日（金）までに提出する。（事業計画と交付申請を同時申請としている。）

(2) 提出書類：

申請書類のチェック表を活用して，必要な書類を作成する。

様式等は，下記の県ホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/sakutuketengan.html>

（宮城県ホームページ_¥分類_¥しごと・産業_¥農業_¥農業政策）

6 スケジュール

日 程	内 容
令和4年9月2日（金）まで	市町村での申請受付（事業計画書及び交付申請書）（農業者⇒市町村）
令和4年9月6日（火）まで	市町村から県へ申請書類の提出（市町村⇒県地方振興事務所）
令和4年9月9日（金）まで	申請書類の提出（県地方振興事務所⇒県農業振興課）
令和4年10月上旬（予定）	計画認定・交付決定（県⇒（市町村）⇒農業者）
令和4年12月末までに完了	実績報告（農業者⇒市町村） ※納品，農業者による支払が終わっていること。 ※事業完了後，1か月以内に県まで提出 [県補助金交付規則]
実績報告受理後速やかに	実績報告（市町村⇒県地方振興事務所）
	（県地方振興事務所による履行確認）
	実績報告の進達（県地方振興事務所⇒県農業振興課）
令和4年度内 （令和5年2月末まで）	額の確定（県⇒（市町村）⇒農業者）
	補助金交付（県⇒[直接]⇒農業者）

※本事業は，事前着手が可能です。（計画認定や交付決定の前に事業実施して良い）

※令和4年12月末までに機械・施設が納品又は完成し，かつ支払を終えていること。

※原則として上記の清算払（実績報告後に補助金交付を行う）を実施するが，事業執行上必要な場合は，概算払にも対応する。

○概算払事務の流れ ※事業完了前に補助金交付が必要な場合

交付決定後	
令和4年内（事業完了前）	概算払請求書の提出（農業者⇒市町村） ※売買契約書の写しを添付すること（納期等の確認）
	概算払請求書提出（市町村⇒県地方振興事務所）
	補助金概算払（県地方振興事務所⇒県農業振興課）
	補助金概算払（県⇒[直接]⇒農業者）
令和4年12月末までに完了	実績報告（農業者⇒市町村⇒県地方振興事務所） ※納品，農業者による支払が終わっていること。 ※事業完了後，1か月以内に県まで提出 [県補助金交付規則]
令和4年度内 （令和5年2月末まで）	（県地方振興事務所による履行確認）
	額の確定（県⇒（市町村）⇒農業者）

※概算払であっても，令和4年12月末までに機械・施設が納品又は完成し，かつ支払を終えていること。